

13. 北海道



【北海道】
「広域譲渡」の取組について

北海道 環境生活部 環境局 生物多様性保全課
動物管理グループ 尾崎 伸雄

★ 北海道の地域特性 = 広大

地域	面積(km ²)	人口(万人)
北海道	83,457	534.8
札幌市(政令市)	1,121	194.6
旭川市(中核市)	748	34.1
函館市(中核市)	678	26.4
上記以外(道所管)	80,910	279.7

- 道所管の面積は、中央値(全国24位)である茨城県(6,097km²)の約13.2倍
- 道所管の人口は、中央値(全国24位)である鹿児島県(162.5万人)の約1.7倍

2

平成 29 年度環境省モデル事業

北海道立保健所収容
犬猫
広域譲渡

～譲渡でつなごう命のバトン～
わんにゃん家族プロジェクト



ひろ～い北海道
譲渡でつなごう命のバトン

3

★ 広大な北海道では、全道40ヶ所の保健所において引き取られた犬猫の譲渡事業を実施しているが、郡部にある保健所では、人口が少ないために地元での譲渡頭数が限定的。

↓

★ そこで、「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」モデル事業として、道・札幌市・動物愛護団体等が協働して、郡部で引き取られた犬猫を都市部(札幌市)で譲渡する「広域譲渡会」を試行。

↓

★ この取組みを通じて、

- ◇ 広域譲渡を推進するための行政区域や行政と民間との垣根を超えた連携体制の構築を図る。
- ◇ 広域譲渡を推進し全道的な譲渡数の増加→ 殺処分数の減少を目指す。

4

★ 広域譲渡会の開催

★ 役割分担

- 道：総合調整、広報
- 札幌市：会場の確保、広報
- 動物愛護団体：参加犬猫の移動・保管・健康管理
- 獣医師会：参加犬猫の健康管理、マイクロチップ挿入

5

★ 広域譲渡会の開催

★ モデル事業による支援

- 保健所からの犬・猫の輸送
- 犬猫の一時保管
- 犬猫の健康管理
ワクチン接種・一般身体検査
- 犬猫へのマイクロチップ埋め込み

動物愛護団体が実施

獣医師会が実施

モデル事業による支援

- ・リーフレット作成
- ・会場設営

6

★ 広域譲渡会の開催

★ H28実施

- 名称 ~譲渡でつなごう命の絆~
わんにゃん家族プロジェクト
- 開催日 平成29年1月14日(土)
- 場所 農試公園屋内広場アリーナ(札幌市西区)

★ H29実施

- 名称 人とペットの暮らし広場2017
- 開催日 平成29年9月2日(土)
- 場所 北海道庁赤れんが庁舎前庭(札幌市中央区)

7

★ 広域譲渡会の開催

★ 成果 ①H28「わんにゃん家族プロジェクト」

収容保健所	参加状況		譲渡結果	
	犬	猫	犬	猫
道立根室保健所	2		1	
〃 中標津保健所	1			
〃 名寄保健所		1		1
〃 留萌保健所		3		1
〃 室蘭保健所	1	3		
〃 苫小牧保健所	1			
〃 岩見沢保健所		1		
小樽市保健所		1		
合計	5	9	1	2

※来場者：500名



8

★ 広域譲渡会の開催

★ 成果 ②H29「人とペットの暮らし広場2017」

収容保健所等	参加状況		譲渡結果	
	犬	猫	犬	猫
道立釧路保健所	1	1		
〃 名寄保健所	1		1	
〃 留萌保健所		3		1
〃 帯広保健所	1			
〃 八雲保健所		1		
〃 倶知安保健所	1			
〃 静内保健所		1		
〃 岩見沢保健所	1	1		
渡島総合振興局		2		1
小樽市保健所		2		
別海町役場	1			
合計	6	11	1	2

※来場者：約7,000名
(イベント全体)



9

★ 評価

★ 多くの来場者があったことで、郡部の道立保健所では譲渡が困難であった犬猫を一般の方に譲渡することができた。

★ 犬猫の輸送・保管・健康管理については、動物愛護団体が実施したことから、長距離の輸送を伴う場合であっても、動物福祉に配慮したものとなった。

★ 行政区域を越えた自治体間の協働及び行政と民間との垣根を越えた協働を実現することで、今後の動物愛護管理行政上の課題解決に向けた協議会等形成のモデルとなった。

10

★ 成果から明らかになった課題

★ 年1回程度の譲渡会では、譲渡頭数が少なく、広域譲渡の効果は**限定的**。より効果的にするには**継続的な実施が必要**。

★ 輸送等の詳細を確認したところ、犬猫の長距離移動は、コストや業務量の面から、**道が単独で実施することは困難**と考えられた。

11

★ 課題解決の方向性

★ 地方都市における**小規模な広域譲渡会開催**の検討。

★ 行政と民間との**リレー輸送**など、**犬猫の長距離輸送に係る民間との協働体制構築**の検討。

12

「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」
平成28年度モデル事業 PRESENTS
譲渡でつなごう命のバトン

わんにゃん家族 プロジェクト



日時

2017年1月14日(土) 10:00 ~ 15:00

会場

農試公園ツインキャップ(屋内広場アリーナ)
札幌市西区八軒5条西6丁目95-21

- ペットを連れて会場内には入れません。
- 駐車できる台数には限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください。(原則として会場での犬猫の引き渡しは行いません)

内容

保護犬猫の譲渡会

道内の保健所等に収容されている犬猫と各愛護団体で保護している犬猫の譲渡会を開催します。

わんちゃんしつけ教室 ~「フレンドリードッグテスト」で災害に備えよう!~

1回目 / 11:00 2回目 / 13:00

災害時のわんちゃんとの同行避難に備えたテスト(訓練)「フレンドリードッグテスト」を手稲ドッグスクールの訓練士さんが実演します。

どうぶつ紙芝居

子どもを対象にした、動物愛護の紙芝居を開催します。

動物愛護クイズラリー

札幌市の動物愛護管理条例や動物愛護にちなんだクイズラリーに参加してみよう!

猫ちゃんとのふれあい

飼い主募集中の猫ちゃんとふれあってみませんか?

動物愛護啓発パネル展

各参加団体が取り組んでいる活動内容や動物愛護についてのパネル展示を行います。



共催: 北海道、札幌市、北海DOぶつnet、認定NPO法人HOKKAIDOLっぽの会 後援: 公益社団法人北海道獣医師会
協力: 公益財団法人札幌市公園緑化協会、学校法人安達学園 札幌スクールオブビジネス

お問い合わせ先: 北海道環境生活部環境局生物多様性保全課 TEL011-204-5205

自治体の管轄区域を超えた 広域的な譲渡の推進について

茨城県保健福祉部生活衛生課・動物指導センター

茨城県保健福祉部生活衛生課・動物指導センター

1

平成27～29年度に実施したモデル事業の概要

・事業のテーマ 広域譲渡の推進

(広域譲渡の定義)

- ・正式な規定はなし
- ・自治体の管轄区域を超えて収容動物を譲渡



・事業の概要

- 平成27年度 本県から静岡県に仔犬を搬送し、譲渡
- 平成28年度 他自治体の講習会をもって本県の譲渡会への参加を検討
- 平成29年度 他自治体のボランティア団体等と連携した体制整備

茨城県保健福祉部生活衛生課・動物指導センター

2

平成27年度の取り組みについて (本県から静岡県に仔犬を搬送)

・内容及び実施体制

本県の役割

- ・譲渡適正の判定
- ・ワクチン接種及びMC装着
- ・譲渡日程の調整
- ・仔犬の搬送・引き渡し 等

静岡県の役割

- ・仔犬の受け入れ
- ・仔犬の健康管理
- ・譲渡対象者への研修
- ・譲渡会の実施 等

・成果及び評価

- ① 譲渡頭数増による殺処分頭数の削減、模範的な飼い主の育成
- ② 各自治体での譲渡条件等の均一化の検討と課題の発見
- ③ 動物の搬送方法の検討
- ④ 動物愛護管理行政担当課間の連携強化



茨城県保健福祉部生活衛生課・動物指導センター

3

平成27年度の取り組みについて (本県から静岡県に仔犬を搬送)

・成果から明らかになった課題

- ① 譲渡会日程調整の難しさ
- ② 仔犬への体力的な負担、健康管理
- ③ 搬送による業務負担
- ④ 仔犬の譲渡が成立しなかった場合の対応
- ⑤ 自治体間の体制整備

・課題解決の方向性

- ① 収容施設、収容体制の整備
- ② 他自治体の中継地としての協力体制の整備
- ③ 委託業者またはボランティアの活用
- ④ 環境省の主体的な関与
- ⑤ 他自治体の講習会の受講をもって本県の譲渡会への参加



茨城県保健福祉部生活衛生課・動物指導センター

4

平成28年度の取り組みについて (他自治体の講習会の受講をもって本県の譲渡会への参加を検討)

・内容及び実施体制

- ・参加可能な自治体を照会等により調査
- ・譲渡会の事前講習会テキストの交換及び水準の協議
- ・自治体との譲渡条件等の協議
- ・譲渡者の飼養場所への確認訪問の実施主体の協議

・成果及び評価

- ・参加可能な自治体と協議
- ・譲渡条件等の一定の共通基準の作成や互いの住民による譲渡会参加可能な体制の整備には至らず
- ・情報共有及び連携強化、譲渡条件の違いを再確認



茨城県保健福祉部生活衛生課・動物指導センター

5

平成28年度の取り組みについて (他自治体の講習会の受講をもって本県の譲渡会への参加を検討)

・成果から明らかになった課題

- ① 譲渡後の情報共有やフォローアップによる負担大
- ② 譲渡条件の十分な伝達・研修による負担大
- ③ 譲渡要綱や要領の一部改正
- ④ 譲渡希望者への負担・周知方法
- ⑤ 自治体間で統一した条件や基準の設定

・課題解決の方向性


- ① 全国統一的な譲渡講習会及び譲渡条件
- ② 行政とボランティア団体等の連携協力

茨城県保健福祉部生活衛生課・動物指導センター

6

平成29年度の取り組みについて
(他自治体のボランティア団体等と連携した体制整備)

- ・ **背景**
 - ・ 以前から県外ボランティア団体等と連携した広域譲渡を実施
 - ・ 仔猫の殺処分頭数は、年々減少傾向にあるが多い
 - ・ 団体等の負担を軽減しながら、更なる譲渡推進・体制整備
- ・ **内容及び実施体制**
 - ・ 仔猫の譲渡を推進
 - ・ 職員によるミルクボランティア
 - ・ 団体等の施設への仔猫の搬送、飼育施設調査
- ・ **成果及び評価**
 - ・ 仔猫の譲渡頭数の大幅な増加
 - ・ 団体等との情報共有及び連携強化、団体等の負担軽減



茨城県保健福祉部生活衛生課・動物指導センター

平成29年度の取り組みについて
(他自治体のボランティア団体等と連携した体制整備)


- ・ **成果から明らかになった課題**
 - ① 職員の負担が過大(ミルクボラ、下痢時の対応、搬送等)
 - ② 譲渡先団体との関係性の構築
 - ③ 個体管理方法(頭数の多さ、識別困難)の模索
- ・ **課題解決の方向性**
 - ① 殺処分減少が目に見えるため**職員のやる気アップ**
 - ② ミルクボラの**民間活用**
 - ③ 県民**個人向け譲渡**の開催(模範的な飼い主の育成)
 - ④ 譲渡先**団体の拡大**

茨城県保健福祉部生活衛生課・動物指導センター

「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」の制定について

- ・ **公布及び施行** 平成28年12月28日
- ・ **条例制定の目的**

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犬や猫は家族同様の存在 ○ 一方で多くの犬や猫が殺処分されている現状にある ○ 犬や猫の飼い主等は、命の大切さを新たに認識する必要がある
宣言	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犬や猫の殺処分ゼロを目指す ○ 県民が犬や猫と共に暮らせる社会の実現に向けて行動する
- ・ **条例の概要**
 - ・ 前条及び12条の条文で構成
 - ・ 犬及び猫の殺処分ゼロを目指す条例としては全国初
 - ・ 所有者のいない猫に対する取組への支援、市町村への支援を規定
 - ・ ふるさと納税を活用した寄付金の受け入れ等の財政上の措置を規定



茨城県保健福祉部生活衛生課・動物指導センター


条例に基づく新規事業の概要(譲渡の推進)

「犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業」を新たに展開

- ・ **譲渡犬猫の飼育管理費補助事業**

【事業内容】センターから譲渡を受けた団体等に飼育管理費の一部を補助
 【補助対象】センターに譲渡登録している団体・個人
 【補助額】犬又は猫の譲り受け1頭につき上限1万円
 【事業効果】譲渡頭数の増加、団体等の負担軽減
- ・ **譲渡犬猫の不妊去勢手術実施事業**

【事業内容】センターから団体等に犬又は猫を譲渡する際に、希望により、不妊去勢手術を実施(センター又は民間動物病院で実施)
 【実施対象】手術適用の犬及び猫(概ね生後6か月齢以上)
 【事業効果】譲渡頭数の増加、繁殖制限の普及啓発、団体等の負担軽減



茨城県保健福祉部生活衛生課・動物指導センター

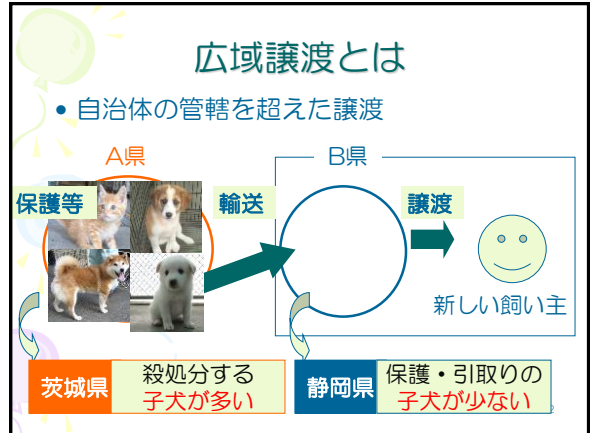
15. 静岡県

広域譲渡の推進

～子犬の広域譲渡事業について～



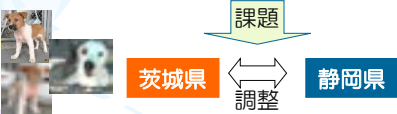
静岡県健康福祉部
生活衛生局衛生課
鵜沼洋二



モデル事業全体の内容

① 広域譲渡の課題整理

他自治体との意見交換@環境省
(環境省、茨城県、神奈川県、静岡県、静岡市、新潟市、長野市、船橋市の担当者)



茨城県 ↔ 静岡県 (課題調整)

② 試行譲渡の実施

子犬3頭の広域譲渡を試行

広域譲渡の課題

通常の譲渡の流れ

- 子犬の選定 **譲渡条件の確認が必要**
- 健康管理、馴化 **どちらの県が実施するか**
- 新しい飼い主の募集、譲渡 **いつ、どうやって輸送するか**
- 譲渡後の確認

※その他 住民の理解、統計上の処理

譲渡条件の調整

- 健康管理
検便-駆虫、目視・触診、ワクチン接種
- 気質
フレンドリーな性格、攻撃性の有無
- 日齢
離乳を終え、ドライフードを自力で食べることができる概ね91日齢の犬
- マイクロチップの挿入




子犬の管理と輸送日程及び方法

案	譲渡会 4週間前	譲渡会 3週間前	譲渡会 2週間前	譲渡会 1週間前	子犬をゆする会
茨城県で健康管理及び馴化	健康管理	性格判定 馴化	輸送		
		両県打合せ		HP掲載 講習会申込み等	
	茨城県			静岡県	

茨城県動物指導センターの職員が輸送

15. 静岡県

子犬の情報

	性別	毛色	生年月日 (推定)	体重	性格
	オス	白	H27.7.7	2.62 kg	人懐っこい
	オス	白茶 ぶち	H27.7.20	4.80 kg	臆病
	メス	茶白	H27.7.20	4.62 kg	臆病

全頭ワクチン接種済・マイクロチップ挿入済 7

子犬をゆずる会（飼育講習会）と譲渡後の報告

日時 平成27年10月7日（水）9:30～11:30
 場所 動物管理指導センター
 内容 DVD鑑賞、病気の話、法律の話
 しつけのデモンストレーション等
 参加人数 6組10人



譲渡結果

子犬	譲渡日	住所
	10月14日	焼津市
	10月23日	浜松市
	11月12日	沼津市

譲渡後の報告 (登録・注射・不妊去勢手術)

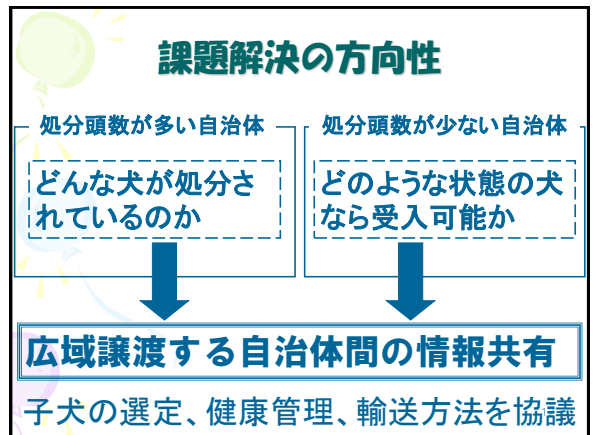
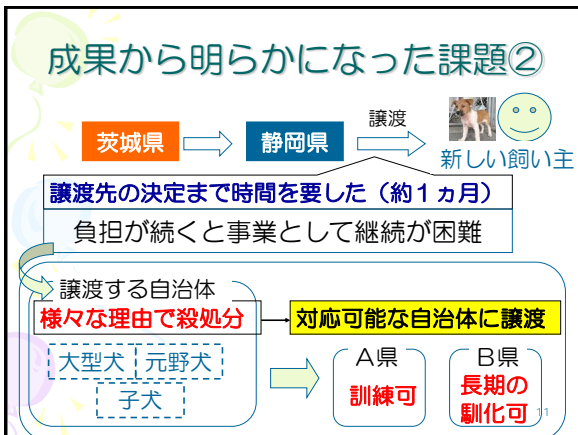
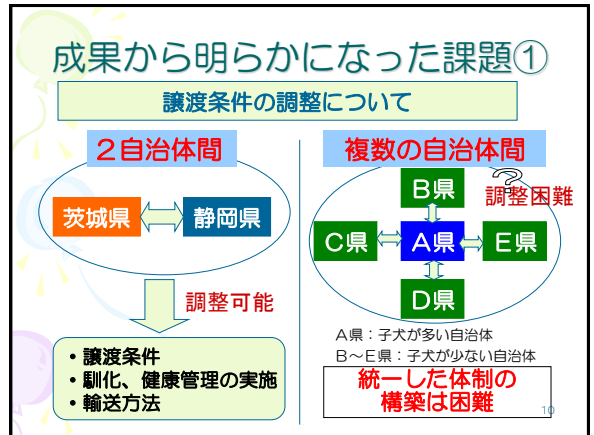


静岡県(動管C) → 茨城県

報告

様式の作成

- ## 広域譲渡の成果
- 自治体間での譲渡条件や譲渡後の適正譲渡の確認の均一化
 - 情報共有の方法確立
 - 全国的な殺処分頭数の減少
 - 自治体間での連携の強化
 - 自治体間での課題の共有
- 9



モデル事業
「広域譲渡の推進」

徳島県
動物愛護管理センター

徳島県の犬猫の処分の現状

◆平成26年度殺処分数 犬・猫合計 1,600頭

犬の収容状況

飼い主以外からの引取(飼い主不明) 256
飼い主からの引取 150

猫の収容状況

飼い主からの引取 76
飼い主以外からの引取(飼い主不明) 766
野良猫 321

合計 1,331 頭のうち
・譲渡 321 頭
・返還 196 頭
・処分 814 頭

合計 679 頭のうち
・譲渡 81 頭
・返還 12 頭
・処分 786 頭

- 原因
 - 犬の収容頭数が多い＝野犬・徘徊犬収容頭数 847 頭
 - 返還率が低い (犬 14.7%、猫 1.3%)
 - 飼い主のいない猫の繁殖

現在の取組

～保護収容される犬猫を減らすために～

- 収容動物の多くを幼齢動物が占めている
 - 子犬: 41.0% (H24全国平均 18.4%)
 - 子猫: 77.8% (H24全国平均 72.1%)
 ⇒望まれない繁殖を防止することが重要
- 飼い犬・猫への不妊去勢手術の普及推進
 - 予期せぬ繁殖を防ぐ
 - 市町村
 - H21～ 市町村への交付金制度導入
 - H27 全24市町村で助成制度導入
 - 県獣医師会
 - 不妊去勢手術の実施

▲子犬・子猫の引取頭数は約5分の1に

H20: 犬 210, 猫 253
H21: 犬 99, 猫 189
H22: 犬 100, 猫 114
H23: 犬 53, 猫 79
H24: 犬 61, 猫 101
H25: 犬 25, 猫 50

H26年度 子犬の収容頭数 545 頭 (うち飼い主からの引取 18 頭)
譲渡頭数 214 頭 (うち一般譲渡 76 頭)

徳島県の譲渡方法

譲渡会開催、動物の健康管理は 県獣医師会へ委託

一般譲渡

- 譲渡申請書の提出
- 書類審査 (飼育環境、飼い主年齢、先住動物など)
- 「飼い主をさがす会」講習会の受講
- マッチング
- 譲渡

譲渡動物の基準

- 氣質判定
 - 人懐れ
 - 攻撃性の有無 など
- 健康状態
 - 感染症の有無
 - 継続治療の要・不要 など

譲渡動物の健康管理

- 混合ワクチン、狂犬病ワクチン
- 駆虫 (寄生虫、ノミ・ダニ)
- フィラリア予防
- 血液・糞便検査
- 不妊去勢手術
- マイクロチップ装着 など

獣医師会トレーナーによる しつけ、社会化訓練

外部講師 (訓練機関からの訓練士) による研修で、職員のスキルアップを図った

広域譲渡方法の検討

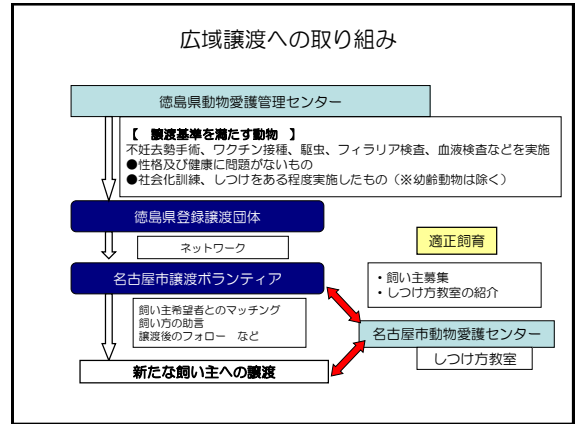
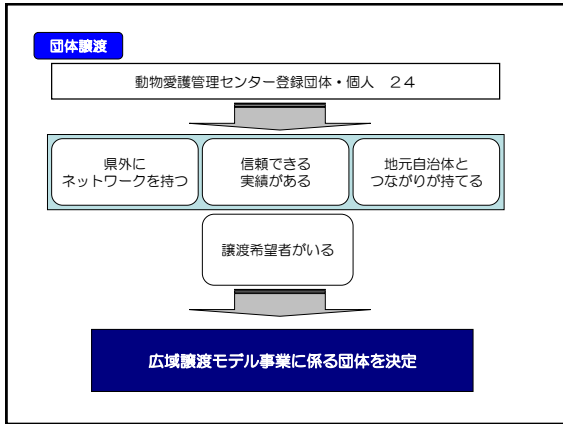
子犬の受入れについて、他自治体へ打診
(子犬の収容が少ない、つながりがある自治体)

「受入れ困難」との回答
理由: 収容頭数が増える。譲渡基準が異なる。感染症など

自治体間の直接譲受に代わる方法を模索

譲渡ボランティアとの協力

16. 徳島県



徳島県愛護センターからの子犬を名古屋の里親へ
産ぶら犬で話題になった徳島は人なれた飼い犬を繋がないで飼育する習慣があり子犬の出産が後を絶ちません
徳島アニマルオアシスを通じて名古屋スタッフが子犬をご自宅までお届けに上がります。飼育環境の聞き取りさせていただきます。ワタチン移送費用一部ご負担をお願いします。

徳島県動物愛護管理センターより
Tokushima Prefectural Animal Welfare Center

子犬里親募集中

今までの里立った子犬たち

ボランティアが作成し、名古屋動物愛護センター掲示板へ掲示

★連絡先 <http://tao.fdef.jp/>
名古屋 窓口：070-5330-2722
徳島アニマルオアシス代表大塚

譲渡実績

名古屋市中心とした中部地域への譲渡数
H27年度: 犬52頭（成犬28、子犬24）
H28年度: 犬83頭（成犬34、子犬49）
猫17頭（成猫3、子猫14）
H29年度: 犬52頭（成犬33、子犬19）
猫2頭（子猫2）

輸送方法：徳島～名古屋間は運送会社による陸送

○ 再譲渡後は、犬の登録及びマイクロチップについての飼い主変更手続きを確認済

課題

- 受け入れできないと回答する自治体がほとんど
→ 処分頭数、健康管理、譲渡基準、要綱
- 自治体間への直接譲渡については、
 - 再譲渡ができなかった場合の措置
 - 輸送経費、手段 が課題

課題解決へ向けて

自治体間だけでなく、各自治体ボランティアとの連携により、輸送、未譲渡の場合のフォロー体制が構築できる。

人と動物が幸せに暮らす
社会の実現プロジェクト

「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」

環境省モデル事業

保護犬の譲渡推進


東京都(台東区)

東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課動物管理担当
台東区台東保健所生活衛生課愛護動物管理

保護犬の譲渡推進事業

東京都動物愛護相談センターで保護された犬の譲渡を推進するため、台東区において、譲り受けた飼い主に対し、登録手数料の免除などの譲渡推進策を設けることにより、これから犬を飼う人に保護犬を第一選択肢として考えてもらえるよう支援する。
また、行政・獣医師会・動物愛護団体等関係者間の連携を深め、「命のバトンプロジェクト」として譲渡推進に向けた取り組みを進める。

平成28年4月1日～ 事業開始!

環境省  人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト **モデル事業**


～ 東京都台東区の現状と課題 ～

飼養困難事例が増加!

台東区は東京23区の中でも高齢化率が著しく高く、近年、

- 高齢飼い主の死亡
- 介護施設への入所や長期入院
- アニマルホーダーの多頭飼育崩壊

などの理由から、犬・猫が取り残されたり、引き取って欲しいという相談が増加。
また今後は、災害などの理由で、飼い主が犬・猫を手放さざるを得ない事態も想定される…。



～ 解決のための方向性 ～

譲渡推進に向けた新たな施策


飼い主責任の徹底を推進するだけでなく、**譲渡推進に向けた取り組みを進める必要がある**

↓

保護動物を殺処分せず、新しい飼い主に速やかに譲渡できるよう、動物を新たに飼う人に、ペットショップで購入する前に、保護動物を譲り受けるという選択肢があることを普及啓発し、譲渡を推進する。

↓

**台東区 保護犬の譲渡推進
「命のバトンプロジェクト」**



台東区「命のバトンプロジェクト」

～ 3年間の取り組み ～

平成27年度～ 実施準備

- ◆ 支援内容と課題の検討
- ◆ 東京都、台東区及び区獣医師会との協議調整

平成28年度～ 事業開始

- ◆ 台東区:登録料等の免除、全飼い主へチラシ郵送
- ◆ 東京都:保護犬証明書の発行、譲渡団体へ説明会
- ◆ 区獣医師会:保護犬の集合注射接種料を無料

平成29年度～ 事業拡大の準備

- ◆ 東京都の保護犬だけでなく、他自治体等から譲渡団体が保護した犬についても対象とする

人と動物が幸せに暮らす
社会の実現プロジェクト

**「保護犬の譲渡推進事業」内容①
台東区の支援**

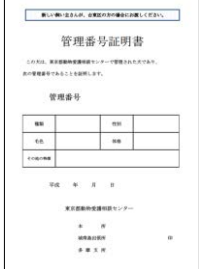
- 犬の**登録手数料(3,000円)の免除**
- 狂犬病予防注射**済票交付手数料(550円)の初回免除**
- 「台東区犬のしつけ教室」**参加費(2,000円)の初年度免除**

17. 東京都(台東区)

人と動物が幸せに暮らす 社会の実現プロジェクト

「保護犬の譲渡推進事業」内容② 東京都の支援


- 東京都動物愛護相談センターから譲渡する際、**全ての保護犬に「管理番号証明書」の発行**
- 東京都動物愛護相談センターに登録された譲渡団体への説明会で**事業周知**



人と動物が幸せに暮らす 社会の実現プロジェクト

「保護犬の譲渡推進事業」内容③ 区獣医師会の支援

- **集合注射事業における狂犬病予防注射接種料(3,100円)の初回無料(獣医師会が負担)**
- ※ 集合注射事業とは、4月中旬に公園や保健所、台東区獣医師会の病院で行っている狂犬病予防注射のこと。



全国初の取組として 新聞報道



東京新聞 平成28年3月3日(木)

毎日新聞 平成28年4月4日(月)

譲渡された保護犬 第1号!



平成28年9月6日、東京都動物愛護相談センターから台東区内の登録団体(NPO法人家庭犬つけ協会)を通じて、保護犬が譲渡されました。


～ 成果から明らかになった課題～ 課題解決に向けた新たな施策

免除件数：平成28年度 2件、平成29年度 1件
 譲渡犬のほとんどは、譲渡団体が東京都以外の自治体や、個人飼い主から直接保護した犬であったため、事業の対象外となり、手数料等を免除できなかった。

そこで…

東京都登録譲渡団体が、他自治体や個人飼い主から直接保護した犬についても、事業の対象とする。

平成30年度から 譲渡対象を拡大! 「新・命のバトンプロジェクト」



新・普及啓発リーフレット




東京都動物愛護相談センター及び東京都の登録譲渡団体で保護された犬の譲渡を推進。今後は、災害時においても犬猫の引取り数を増やさないよう、ペットの災害対策の推進も行う。

命のバトンのプロジェクト

保護犬の新しい飼い主を支援します！



飼い主に飼養放棄された・・・ 飼い主不明で保護された・・・
災害などで飼い主が飼えなくなった・・・
このような理由で自治体に引き取られるペットが多くいます。
東京都では、平成28年度に435頭の犬が保護・収容され、新しい
飼い主との出会いを待っています。そこで・・・

命のバトンを受け取って  **新しい飼い主** になりませんか？

平成30年4月から台東区では東京都動物愛護相談センター及び東京都の登録譲渡団体から犬を譲り受けた区民の方を対象に支援を行います。

支援内容

下記の手数料等を免除します

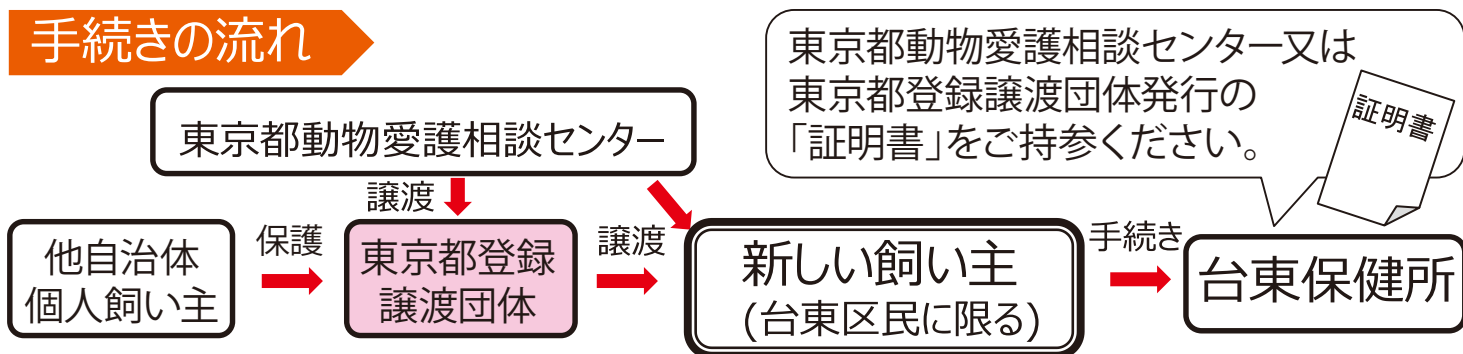
犬の登録手数料
(3000円)

狂犬病予防注射済票
交付手数料
(550円・初回のみ)

台東区犬のしつけ教室
への参加費
(2000円・初年度のみ)

集合注射事業における狂犬病予防注射接種料
(3100円・初回のみ) ※台東区獣医師会の協力による

手続きの流れ



※東京都登録譲渡団体については、
東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」(<http://wannyan-tokyo.jp/>)をご覧ください。

【問合せ】 台東保健所 生活衛生課 愛護動物管理
電話 3847-9437

災害のとき

ペットはどうする!?



過去の災害では・・・

ペットを置いて避難し、

- ・ペットの餓死
- ・繁殖
- ・感染症の蔓延
- ・人が咬まれる 等の危害が発生



ペットがいるからと避難せず被災した



避難所を利用せず、ペットと車中で生活したため、エコノミークラス症候群で飼い主が亡くなった



だから

ペットは同行避難を!

同行避難とは

災害時に、飼い主が飼育しているペットと一緒に、避難場所まで安全に避難することです。避難所では、**基本的に人とは異なる場所にペットの飼育スペースを設け、ペットの世話は飼い主が責任を持って行います。**



避難所には、動物が苦手な方、アレルギーがある方など様々な人が集まります。動物の受入れを理解してもらえよう、日ごろからのしつけや衛生管理が必要です。

マナーを守って人も動物も暮らしやすい街に!

1. 糞・尿の後始末

排泄はなるべく自宅でするようにしましょう。散歩時にした場合は、糞は必ず持ち帰り、尿には水をかけるように配慮してください。私有地や他人の家の玄関先、塀などには排泄させないような気配りもお願いします。

2. リードと鑑札・狂犬病予防注射済票の装着

リードを付けずに散歩をすると、犬が交通事故にあったり、咬傷事故を起こしたりと思わぬ事故に繋がり、その結果重大な飼い主責任を問われます。リードと鑑札・注射済票は、必ず付けて散歩をしてください。

3. しつけ

しつけを身に付けていれば、散歩中の事故や無駄吠えなどを防げます。適切なしつけは大地震などの災害時にも避難しやすくなります。



殺処分減少に向けた ミルクボランティア制度

愛知県動物保護管理センター
業務課

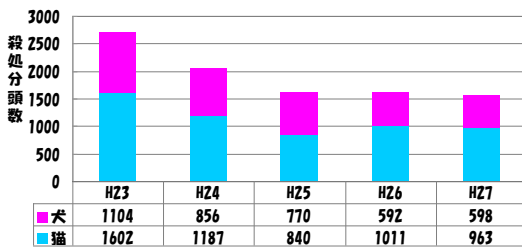


概要

- 殺処分を減少させることを目標に、センターに収容された離乳前動物を、自活可能な状態になるまでミルクボランティアに預け、譲渡に繋げる体制を確立させる。

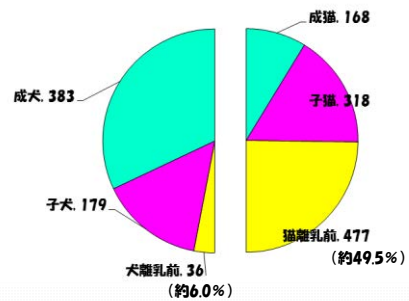


愛知県の現状



犬及び猫の殺処分頭数

愛知県の現状



H27年度 犬・猫の殺処分内訳

内容・実施体制

- ① 実施期間：平成29年1月～平成30年3月末
- ② 役割分担：
 - 環境省（講習会の費用負担(資料作成、講師旅費、謝礼)、資材の提供)
 - 県（講習会実施、登録と預託の実施、モデル事業後の体制づくり）

- ③ 対象者：ミルクボランティアを希望する県民
- ④ ミルクボランティア登録と預託の流れ

- ① ミルクボランティア講習会の受講
- ② 登録
- ③ 離乳前動物の預託
- ④ 途中経過報告
- ⑤ 動物の返却

- ⑤ ミルクボランティアの用務：3～8時間おきの哺乳、排泄の補助、健康管理等



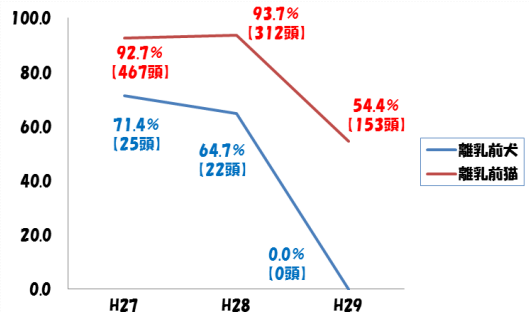
⑥ ミルクボランティアの条件

- ① 愛知県在住、20歳以上
- ② 動物を飼育可能な住宅に居住
- ③ 家族全員の同意
- ④ 犬を飼育している場合(登録・狂犬病予防接種、混合ワクチン接種、不妊去勢手術、適正飼育)
- ⑤ 猫を飼育している場合(混合ワクチン接種、不妊去勢手術、適正飼育)
- ⑥ ミルクボランティア講習会の受講
- ⑦ その他

成果及び評価

- ① 資料等作成: ミルクボランティアの手引き
健康管理の記録
- ② 講習会実施状況: 4回実施(うち1回は特別講師依頼)、受講者数85人
- ③ ミルクボランティア登録者数: 23人
- ④ 預託頭数: 犬45頭、猫60頭

⑥ 離乳前犬・猫の収容数に対する殺処分割合



課題

- 離乳前動物が収容される時期に季節性があり、短期間に集中する。
- 登録ボランティアの所在地に偏りがある。
- 離乳前動物の多くが預託中に下痢等に罹患し、治療が必要になる。
- 預託中、ボランティアに動物に対する情がわき返却したくない事例があった。

課題解決の方向性


- 広く県民に周知・募集する。
 - 継続的に研修会を開催する。
 - 離乳前動物の収容数が増えることにより、ボランティアの募集を促進することにより、今後も継続的に事業を行っていく。
- 離乳前動物の殺処分を減少させる**

ミルクボランティアの手引き

～子犬・子猫を預かるために～



目次

	愛知県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	ミルクボランティア活動の概要・・・・・・・・・・	2
	預託動物	
	預託期間	
	預託期間にさせていただくこと	
	ボランティアをお願いする条件	
	ボランティア活動上のルール	
	注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	活動の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	飼育方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	成長とお世話について	
	体温調節について	
	排泄（尿・便）について	
	哺乳について	
	離乳食について	
	健康管理の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	子犬・子猫に異状がみられた場合について・・・・	7
	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

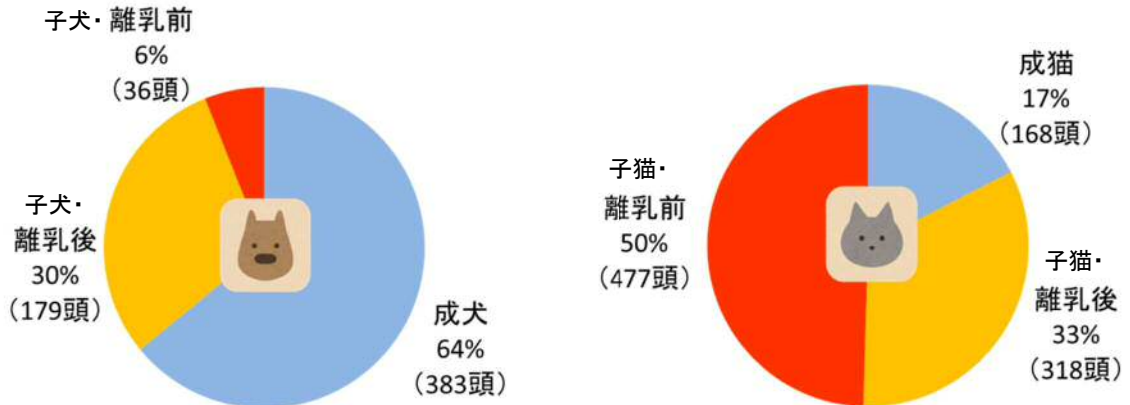
愛知県の現状

愛知県では、殺処分数減少に向けた取組を行っていますが、平成27年度には犬598頭、猫963頭の計1,561頭をやむなく殺処分しました。そのうち、子犬は215頭、子猫は795頭の計1,010頭で、その約半数は離乳前の子犬・子猫でした。離乳前の子犬・子猫を飼養するには、数時間おきの哺乳・排泄の補助など多大な時間と労力を要し、全てを職員の手で離乳完了まで育成することは難しく、多くを殺処分せざるを得ない現状です。

さらなる殺処分減少のために、離乳前の子犬・子猫を譲渡可能な生育段階まで飼養する「ミルクボランティア」の協力が必要です。



愛知県における犬及び猫の殺処分頭数



※子犬・子猫は生後90日以下、成犬・成猫は生後91日以上で区分しています。

犬・猫の殺処分内訳（平成27年度）

ミルクボランティアとは？

愛知県動物保護管理センター（以下「センター」という。）に收容された離乳前の犬・猫をご家庭で一時的に預かり、自力でご飯を食べられるようになるまでお世話をしていただく方のことです。この一時預かりを「預託」、預かっただく子犬・子猫を「離乳前動物」といいます。預託期間終了後は、預託動物をセンターへ返却していただきます。

⇒ 殺処分せざるを得ない離乳前動物の命を繋ぐことができます！

ミルクボランティア活動の概要

【預託動物】

センターに收容された離乳前の子犬、子猫（およそ生後1週齢～3週齢）

【預託期間】

離乳までの原則1ヶ月間

【預託期間中にしていただくこと】

- 3～8時間おきの哺乳
- 排泄の補助
- 成長の記録
- 日々の健康管理

【ボランティアをお願いする条件】

預かっていただく動物の適正な飼養のため、以下の基準を満たす方にミルクボランティアとして協力をお願いします。

- 愛知県在住であること。
- 20歳以上であること。
- 動物が飼育可能な住宅であること。
(集合住宅や借家の場合は、ボランティア申込時に飼育可能の規約等を確認いたします。)
- 犬又は猫を飼っている場合は、次のことを行っていること。
 - ・犬：登録・予防注射、混合ワクチン接種をしていること。
 - ・猫：混合ワクチンの接種をしており、室内のみで飼育していること。
 - ・犬、猫：不妊・去勢手術がしてあること（一時預かりをしている場合等は除く）。
- 愛知県が実施するミルクボランティア講習会を受講していること。
- 預託動物を車で送迎することが可能であること。

【ボランティア活動上のルール】

- 1 モデル事業に協力する上で知り得た、事業の申込者、参加者、センターが預託した動物の情報等について、センター所長に許可なく使用しないこと。
- 2 法令等を遵守し、愛情と責任をもって動物の世話をを行うこと。
- 3 動物を預かった際には、離乳前動物受託書を提出すること。
- 4 預託期間中に最低1回は途中経過確認のため、成長の記録を持ってセンターへ来所すること。
- 5 離乳が完了したら、センターへ動物を返却し、離乳前動物受託結果報告書と成長の記録を提出すること。
- 6 預託期間中、動物が体調不良等で飼養が困難となった場合は、速やかにセンターに連絡すること。
- 7 預託期間中、動物が死亡又は逸走した場合は、速やかにセンターに連絡すること。
- 8 ボランティアの事情により継続して預託が困難になることが判明した時には、速やかにセンターに連絡すること。

注意点

自宅でペットを飼われている方へ

預かっていた動物から、ペットやボランティアさん本人又は同居家族に病気が移ってしまった場合、センターでは、責任及び、治療費の負担等は負いかねます。

それらのリスクを考慮され、十分な予防対策（ワクチン接種、預かり動物とペットの接触を避けるなど）を行った上でボランティアに参加していただくようお願いします。

経費負担について

支給した物品以外で、お世話に必要な物品を購入された場合は、ご自身で負担していただくことになります。また、預託期間中の治療費や、動物の送迎にかかる交通費等については、自己負担でお願いします。

センター返却後の動物について

センターへ返却していただいた動物について、その後の譲渡先等については原則としてお知らせしませんので、ご了承ください。

活動の流れ

ステップ1

ミルクボランティア講習会の受講

活動内容について理解していただきます。



ステップ2

ミルクボランティアとしての登録

基準、ルールを守っていただけるかの確認をします。

ステップ3

動物の受け渡し

センターから預託をお願いできるかどうかの連絡をします。預託できる場合は来所していただきます。

お世話に必要な物品を提供します。

- お渡しするもの：粉ミルク、哺乳器、ペットシート、書類一式
- 提出書類：離乳前動物受託書

ステップ4

途中経過確認

期間中に最低1回は途中経過の確認のため、センターへ来所してください。成長の記録を確認し、追加の物品をお渡します。

- 持ち物：成長の記録

ステップ5

離乳完了、センターへ動物の返却

離乳食を食べられるようになり、自分で排泄可能となったら預託終了です。センターに動物を返却していただきます。

未開封のミルク缶、ペットシート使用枚数を報告してください。

- 提出書類：離乳前動物受託結果報告書、成長の記録

🐾 飼育方法

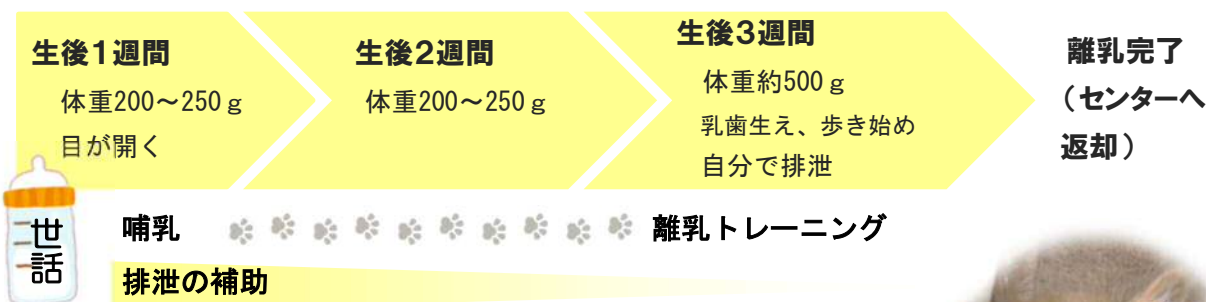
成長とお世話について

●子犬

小型犬・中型犬・大型犬では、成長のスピードが全く違うため、子犬の状態に合わせたお世話をしましょう。



●子猫



開いたばかりの子犬・子猫の目は、光に弱いです！

- ・写真撮影は、フラッシュを使わないようにしましょう。
- ・直射日光のあたらない場所で管理しましょう。



体温調節について

子犬・子猫は体温調節が自分のできないため、室温管理に注意が必要です。寝床の周りを囲い、寒いときには人工的に保温してあげましょう。室温は 25℃以上で、子犬・子猫の周囲は母親動物に触れる温度 (30℃程度) で管理することが理想です。

【必要なもの】

保温できるもの (お湯の入ったペットボトル・カイロ・ペットヒーター等)、タオル (パイル地でないもの)、適切な大きさの清潔なケージ (段ボール) 等

(例) **低温やけどをさせないためには...**



排泄（尿・便）について

生後3週間頃になれば、自力で排泄することができますが、それまでは哺乳時に排泄の補助が必要です。

ティッシュなどをぬるま湯で湿らせ、肛門付近を軽く「トントン」と刺激をすると排泄します。

排泄をしないときには無理に排泄させずに、次回の哺乳時に排泄の補助を試みましょう。

【必要なもの】

生後3週間頃まで：ティッシュ（ガーゼ）、湯

生後3週間以降：ペットシート（犬）

トイレ用砂（紙でできたペレット状のような市販の固まらないタイプがよい）（猫）



哺乳について

子犬・子猫用ミルクの容器に記載されている作り方に従って、ミルクを調整します。週齢や体重による規定量は、作り方に載っています。大きさや健康状態により哺乳回数は異なりますが、1日3～8時間おきの哺乳が目安です。ミルクは作り置きせず、毎回新しいものを用意してください。また、使用後の器具はきれいに洗浄し、必ず熱湯や哺乳瓶用消毒剤で消毒を行った後、乾燥させ清潔に保管してください。

【必要なもの】

粉末ミルク、湯、哺乳器（スポイト）

ポイント

誤嚥させないためには？

- ・ ミルクを作る時には、粉末ミルクの塊が残らないように、完全に溶かす
- ・ 哺乳器と子犬、子猫を一直線にする
- ・ 焦らずゆっくりと哺乳する



【1日の哺乳回数目安】

★基本は子犬・子猫の状態に合わせて欲しがるだけ充分に与えてください。

生後の日齢	犬	猫
6～10日	6～7回	5～6回
11～15日		4～5回
16～25日	5～6回	3～4回
26日～		

（参考）株式会社森永サンワールド ドッグミルク、キャットミルク標準給与量

離乳食について

無理に離乳食に移行せず、子犬・子猫の様子を観察しながら、与えましょう。歯茎に軽く触れてみて乳歯が生えてきていれば、離乳食開始の合図です。最初は一口からスタートします。

【必要なもの】

市販されている子犬・子猫用離乳食（子犬・子猫用のドライフードをミルクでふやかしたものでもよい）、給餌用容器・器具

（例）



きれいな指に離乳食をつけ、子犬・子猫の上あごにすりつける方法もあるよ。



【1日の離乳食の与え方の目安】

離乳食を開始してから2週間頃までに、離乳食を1日3回、哺乳を1日3回くらいを目標にしてみましょう。

離乳食開始	与え方の目安
1日～3日目	離乳食一舐め1回 + 哺乳4回
3日～4日目	離乳食二～三舐め1回 + 哺乳4回
5日目以降	便の様子を見ながら離乳食の量と回数を増やす

健康管理の記録

時間を決めて1日1回は必ず体重測定をし、「成長の記録」に記録をお願いします。体重は、食前・食後、または排泄の前後で差が出るので、決まった手順後に測ってください。表には、体重の他に便の状態や気付いた事柄も記録してください。

成長の記録は、成長の途中経過観察のためにセンターへ来所していただく際、確認させていただきます。

子犬・子猫に異状がみられた場合について

食欲が無い、下痢やおう吐をしている、体重が増えない等、子犬・子猫に異状がみられた場合は、早めに電話にてご連絡ください。

愛知県動物保護管理センターは、平日の午前8時45分から午後5時30分まで連絡を受け付けています。ただし、夜間、休日は、緊急時のみの連絡を受け付けとさせていただきますので、ご了承ください。

連絡先

名 称	住 所	電話番号
愛知県動物保護管理センター 本所	豊田市穂積町新屋73-3	0565-58-2323
尾張支所	一宮市浅井町 西海戸字余陸寺31-1	0586-78-2595
知多支所	半田市乙川末広町100-1	0569-21-5567
東三河支所	豊橋市神野新田町 字京ノ割50-2	0532-33-3777

業務時間 月曜日～金曜日 午前8時45分から午後5時30分まで(休祝日、年末年始を除く)
※緊急時のみ、業務時間外の連絡を受け付けます。

参考資料

- ・新潟県動物愛護センター ミルクボランティアオリエンテーション資料、健康管理手帳
- ・熊本市動物愛護センター ミルクボランティア説明会資料、成長の記録
- ・「離乳前の保護でもあせらない!」、『動物看護専門誌 as』2016年3月号、インターズー
- ・水越 美奈 日本獣医生命科学大学准教授、ミルクボランティア講習会資料「赤ちゃんネコ／犬の育て方」



A large rectangular area enclosed by a dashed orange border, intended for writing a memo.



ミルクボランティア講習会資料

～子犬・子猫を預かるために～

平成29年3月発行

愛知県健康福祉部保健医療局生活衛生課
獣医衛生・動物愛護グループ

〒460-8501

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6298（ダイヤルイン）

健康管理報告書

- ・ 離乳前動物受託書（様式 2） [預託開始時にセンターへ提出]
- ・ 離乳前動物受託結果報告書（様式 3） [預託終了後センターへ提出]
- ・ 成長の記録

離乳前動物受託書

平成 年 月 日

愛知県動物保護管理センター所長 殿

住 所

氏 名

電話番号

私は平成 年 月 日から平成 年 月 日まで、下記の離乳前 犬 ・ 猫
の飼養管理について受託します。

記

整理 番号	種類	毛色	性別		備 考
			♂・♀		
			♂・♀		
			♂・♀		
			♂・♀		
			♂・♀		
			♂・♀		
			♂・♀		
			♂・♀		

注：預託期間終了後は直ちに「離乳前動物受託結果報告書」を提出すること。

来所予定日： 月 日 来所日： 月 日

提供物品		
粉ミルク	哺乳器	ペットシート
_____ 缶	_____ 本	_____ 枚

(様式3)

離乳前動物受託結果報告書

平成 年 月 日

愛知県動物保護管理センター所長 殿

住 所

氏 名

電話番号

私が平成 年 月 日に受託した、離乳前 犬 ・ 猫 の飼養管理結果について下記のとおり報告します。

記

整理番号	種類	毛色	性別	飼 養 結 果	備 考
			♂・♀	返却・死亡	
			♂・♀	返却・死亡	
			♂・♀	返却・死亡	
			♂・♀	返却・死亡	
			♂・♀	返却・死亡	
			♂・♀	返却・死亡	
			♂・♀	返却・死亡	
			♂・♀	返却・死亡	

注：預託期間終了後は直ちに提出すること。

来所予定日： 月 日 来所日： 月 日

提供物品（使用数）

粉ミルク

缶

哺乳器

本

ペットシート

枚

成長の記録

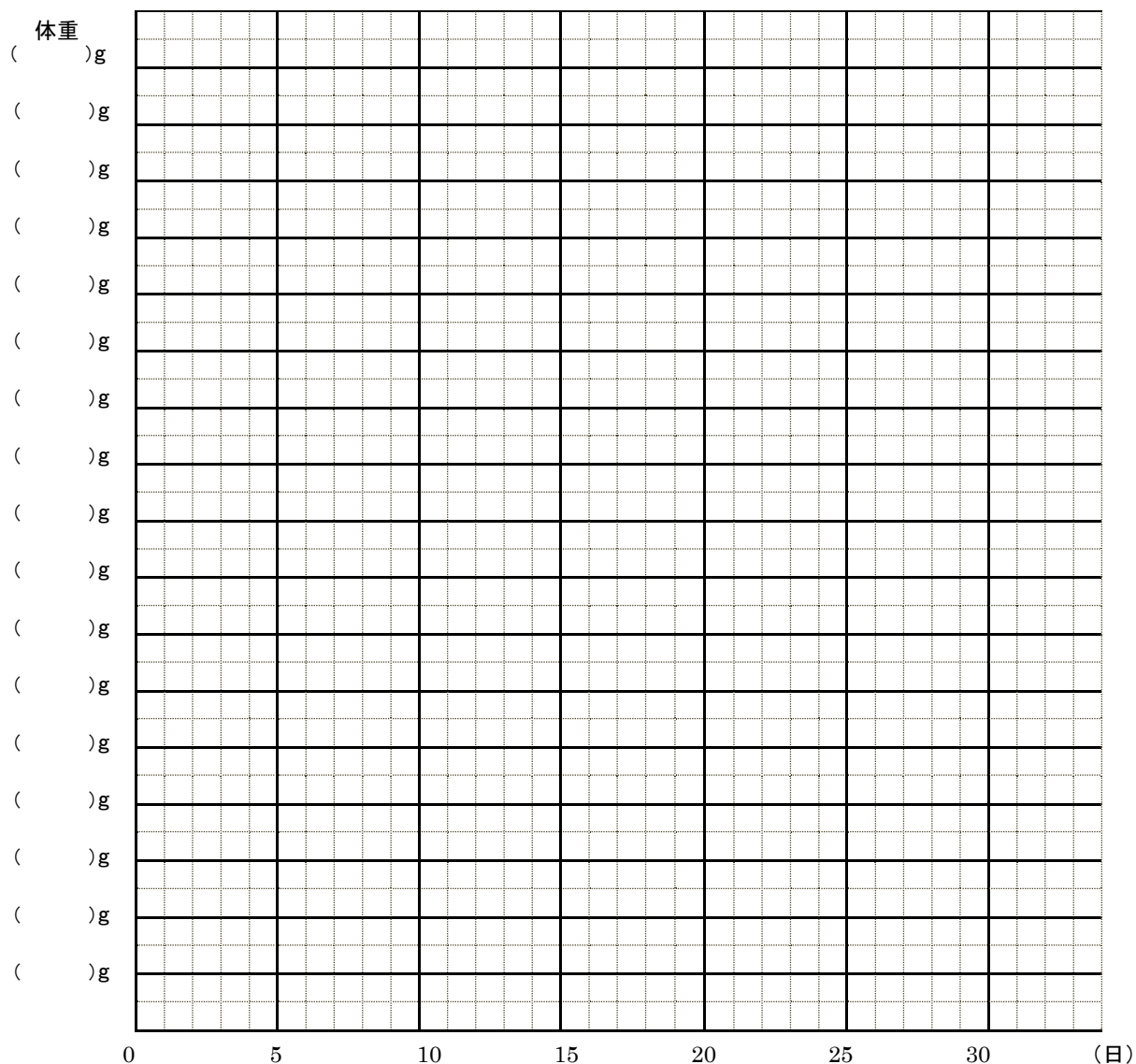


センター名	本所	尾張	知多	東三河
整理番号				
種類				
毛色				
性別				
預かり日				
預かり時日齢				
備考				

※体重は一日に一回、決まった時間に測定してください。

日付	整理番号	時間	体重 (g)	便の状態	気づいたこと
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	
		:		硬・普通・軟・下痢	

○成長グラフ（ご自由にお使いください）



○連絡先

愛知県動物保護管理センター

本所 豊田市穂積町新屋 7 3 - 3
電話：0565-58-2323

尾張支所 一宮市浅井町西海戸字余陸寺 3 1 - 1
電話：0586-78-2595

知多支所 半田市乙川末広町 1 0 0 - 1
電話：0569-21-5567

東三河支所 豊橋市神野新田町字京ノ割 5 0 - 2
電話：0532-33-3777

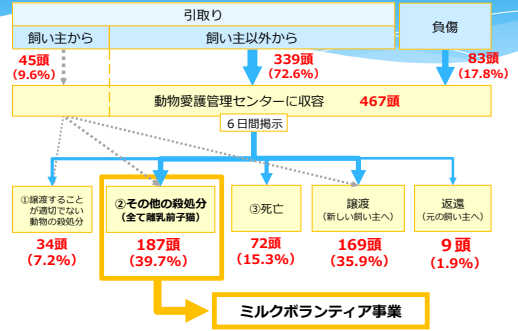
業務時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで（休祝日、年末年始を除く）

※緊急時のみ、業務時間外の連絡を受け付けます。

19.保護された幼齢猫対策 (ミルクボランティア)

福岡市
保健福祉局生活衛生部生活衛生課

猫の収容・措置状況 (H28実績)



ミルクボランティア事業

内容

◆ 事業概要

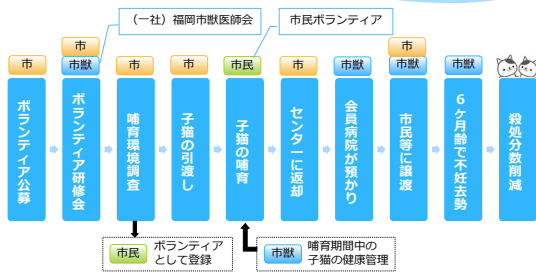
動物愛護管理センター (以下「センター」という。) に収容される離乳前の子猫を、2ヶ月齢程度まで市民ボランティアが哺育した後、市民等に譲渡するもの。

◆ 哺育の概要

- ・ 対象：センターに収容された哺乳が必要な子猫 (およそ1週齢～1か月齢)
- ・ 期間：おおむね2か月齢に達するまで (固形フードを自力で十分に食べられる頃)
- ・ 内容：2～3時間おきの哺乳、排泄の補助、成長の記録、スキンシップ



実施体制



実施に係る費用について

- 子猫の健康管理 (動物病院の受診料)
 - 動物病院の一時預かり・譲渡 哺育後
 - 不妊去勢手術 哺育後
- 福岡市動物愛護事業寄付金
- マイクロチップ
 - 子猫の哺育に必要なもの (粉ミルク、哺乳瓶、ベットシート、子猫フード、猫砂)
- 平成28,29年度モデル事業



成果 及び 評価 (ミルクボランティア)

	ボランティア 延べ登録数	哺育 目標 頭数	哺育 頭数					
			哺育中	哺育中 死亡等	哺育 完了	譲渡 済み	譲渡 待ち	
28年度	24	30	8	0	0	8	8	0
29年度	25	100	63	0	3	60	59	1

※哺育中死亡等 … 哺育中に疾病を発症し、死亡したものと及び
処分が必要とセンター獣医師が判断したもの

○28年度は10月から事業開始となったため、哺育頭数が8頭に留まった

成果 及び 評価 (子猫のみの収容・措置状況)

区分 (子猫)	H28		H29
	4月～12月		4月～12月
収容	332	332	370
返還	1	1	5
譲渡	114	109	134
殺処分	223	223	221
①譲渡不適	1	1	100
②その他	187	187	95
③死亡	35	35	26
哺育頭数	8	8	63

譲渡数の増加

・収容子猫の譲渡適性を、
獣医師が1頭ずつ判断
・②の削減

成果から明らかになった課題

① ボランティア数の不足

- ・全てのボランティアが、常に対応できるわけではない
- ・哺育には、多大な労力が必要
⇒ 一度哺育を経験したボランティアが、活動から離れることも
⇒ 哺育可能な子猫も、預けられないケースが発生

② 哺育対象の選別

- ・預けた子猫が死亡するケースを可能な限り減らしたい
⇒ 当初、何らかの症状がある個体は哺育対象としていなかった
⇒ 哺育対象とするかどうかの判断が難しい個体が存在

課題解決の方向性

① ボランティア数の不足

- ・実働可能なボランティア数は、減少していく
⇒ 随時、ボランティアを確保していくことが必要

② 哺育対象の選別

- ・選別が難しい個体について、開業獣医師の助力を得る
⇒ 専門的な助言を得て、選別基準の安定化
健康状態に問題がある個体を動物病院で一時的に哺育